

令和4年度第5回鹿児島県内水面漁場管理委員会

議 事 録

1 日程等

- (1) 日 時 令和5年1月23日（月）午後1時25分から午後2時7分まで
- (2) 場 所 県庁18階 特別会議室
- (3) 出席者 次のとおり

2 議事内容及び結果

- (1) 令和4年放流実績及び令和5年増殖目標について（協議）
⇒ 原案のとおり決定。その他、県ホームページへの公表についてはわかりやすく周知されたいとの意見があった。
- (2) コイヘルペスウイルス病のまん延防止のための委員会指示について（協議）
⇒ 当該委員会指示を発出することとし、有効期間を3年間とすることに決定。
- (3) 漁業法第90条に基づく資源管理の状況等について（報告）
⇒ 特に意見なし。

令和4年度第5回鹿児島県内水面漁場管理委員会

日時：令和5年1月23日(月)午後1時30分～

区 分	氏 名	出 欠
学識経験者	(会長) 福留 己樹夫	○
漁業者代表	(会長職務代理者第1位) 出水 昭彦	○
漁業者代表	中村 博文	○
漁業者代表	山田 満	×
漁業者代表	下川 智美	×
採捕者等代表	斉藤 千昭	○
採捕者等代表	別府 宏一	○
学識経験者	(会長職務代理者第2位) 折田 和三	○
学識経験者	吉田 明彦	○
学識経験者	國師 恵美子	○
出席		8
欠席		2
<事務局等>		
職名	氏名	
事務局長（水産振興課資源管理監）	脇田 敏夫	
事務局次長（水産振興課漁業調整係長）	板坂 信明	
書記（水産振興課漁業調整係 主査）	上今 達矢	
水産振興課漁業調整係 水産技師	福元 亨介	

－令和5年1月23日（月）午後1時25分開会－

【開会】

○脇田事務局長

皆さんこんにちは。定刻より若干早いですけれども、本日出席予定の委員の皆様方がおそろいですので、ただいまから令和4年度第5回鹿児島県内水面漁場管理委員会を開催いたします。

本日は委員10名中8名の出席をいただいております。鹿児島県内水面漁場管理委員会事務規程第6条第1項に定めます定足数に達しておりますので、本委員会は成立でございます。

それでは、注意事項になりますけれども、発言は挙手の上、議長の了解を得てからマイクがお手元に届きましてからお話いただきますようお願いいたします。

それでは議長に挨拶と議事進行をお願いいたします。

○福留議長

皆さん、こんにちは。去年の会議は10月末でしたので、皆さんとお会いするのは3月ぶりになると思います。

まずですね、この委員会が明日じゃなくてよかったなと思っております。

明日だったら、多分雪で来られなかったかもしれません。降らないことを祈ってはいるんですけども。

それと、その間の内水面の動きの中で、1番の動きはシラスウナギがありまして、ニュースなんかでご存知だと思いますけども、鹿児島県は鹿児島県水産技術開発センターが去年の夏にシラスウナギの人工種苗ができましたよっていうふうにしたわけですけども、先週には宮崎県の水産試験場、青島にありますけども、宮崎県の水産試験場でもシラスウナギの人工種苗ができましたというニュースが報道されてました。

鹿児島県ではその他にも民間でも研究して頑張ってますので、今年はかなりうなぎに関するニュースが増えるんじゃないかなと個人的には思っております。

今日は協議事項など議題がたくさんありますので、早速議事に入らせていただきます。

【議事録署名者の指名】

○福留議長

それでは議事に入ります前に、議事録署名者について私から指名するというところでよろしいでしょうか。

（「はい。」という声あり。）

○福留議長

それでは、今回は出水委員と、それから、別府委員にお願いしたいと思っておりますけどよろしいでしょうか。

それでは、議事に入ります。

【議題1：令和4年放流実績及び令和5年増殖目標について（協議）】

○福留議長

まず、議題1です。議題1は、令和4年放流実績及び令和5年増殖目標についてです。これは協議事項です。県執行部からの説明をお願いします。

○水産振興課（福元水産技師）

はい。水産振興課漁業調整係の福元です。

私の方から議題1、令和4年増殖実績及び令和5年増殖目標についてご説明をいたします。資料1に基づいてご説明をいたします。

表紙をめくりいただきまして、まず、増殖目標数量等について簡単にご説明をいたします。

一定の水面を共同で利用して排他的に事業を営む権利として共同漁業権というものがございまして。

その内容によりまして、第1種から第5種まで5種類に共同漁業権の分類されますけれども、そのうち、内水面において営むものは、第5種共同漁業権に分類されます。

この第5種共同漁業権の免許には、当該内水面が水産動植物の増殖に適していること、そして、免許を受けたものが水産動植物の増殖を行うこと、この2つが条件となっております。

内水面に関しましては、海面、いわゆる海の方と違いまして、半閉鎖的な漁場ということもありまして、こういった増殖というものが義務づけられているところです。

この増殖というのが、稚魚の放流とか人工孵化放流、それから、産卵礁の造成とか、積極的に人為的手段により、水産動植物の数や個体重量を増加させる行為ということで、漁具漁法の禁止や、漁期の短縮、禁漁区の設定等、そういった消極的行為にとどまるものは増殖行為には含まれないということになっております。

3番についてです。この漁業権に関する水産庁からの技術的助言によりまして、内水面漁場管理委員会の方で毎年増殖目標数量を定め、インターネット等適切な方法で公示することとなっております。

昨年までは、前回の漁業権一斉切替の際の技術的助言に基づいて、県の公報でこの数量を公示するということになっておりましたが、来年、免許する予定の新しい漁業権に関する技術的助言におきまして、インターネットがかなり普及しておりますのでインターネット等適切な方法でということになっておりますので、今年から県のホームページによって公示をすることとしております。

内容のご説明に入ります。2ページをご覧ください。

2ページが、令和4年1月から12月までの増殖実績の一覧で、そして、3ページに令和5年の増殖目標の一覧を掲載しております。

2ページの実績の方からご説明をいたします。

漁業協同組合別、漁業権番号ごとに、また、対象魚種ごとに、それぞれ実績と目標、目標はちょうど1年前の委員会において定めた目標ですが、下段の方に目標に対する実績の割合を記載しております。

グレーで網掛けされた部分につきましては、目標に対する増殖実績が下回っている魚種ということになります。

○福元水産技師

個別にご説明いたしますけれども、まず、フナにつきましては、全ての漁協において、一切放流ができなかったということです。

フナの種苗を、熊本県の養魚場の方で種苗生産していて、そこから種苗を購入しているということだったんですけれども、その熊本の養魚場が大雨による水害で、今年に関しては種苗を育てることができなかったのも、県内全て種苗確保できなかったということで0となっております。

6号の川内川上流漁協においては10キロとなっておりますけれども、これは自河川で採捕したものを汲み上げ放流したということで、購入したものは0ということでした。

続いて、第1号広瀬川漁協のアユにつきましては、もともと当初の予定では自河川で500キロ採捕し、残りの100キロを網掛川漁協から購入するという予定でしたが、予定通り網掛川からは100キロを購入し、自河川においては、許可期間、採捕期間より前に、大分早く遡上が始まったということで、それに伴って遡上が終わるのが早くて必要数量を確保できなかったということでした。146キロのうち、残りの100キロを別の漁協の方から購入をして合計346キロ放流をしたということでございます。

続いて、第15号の安楽川漁協のもくずがにですが、予算不足により種苗が確保できなかったということです。ただし、自河川で組合員による採捕で、30キロほど汲み上げ放流をして、60パーセントは放流をしたということでございます。

続いて、手長エビについては、こちらも種苗を購入する先の種苗の確保状況で、県内の漁業権のない河川で種苗を採捕して、そこから購入をして放流しているということだったんですけれども、そこでの採捕状況が思わしくなく、必要数量を確保できなかったということで、このようになっております。実績については以上です。

3ページの目標をご覧ください。

令和5年の増殖目標につきましては、令和4年の目標と同じ目標で設定をしたいと考えております。

4ページに漁業法の該当条項の抜粋、それから、5ページ以降にはこの漁業権に関する技術的助言の抜粋を掲載しておりますので、お目通しをお願いします。

県からの説明は以上です。

○福留議長

県からの説明が終わりましたけれども、ただいまの説明についてご意見、ご質問等ございませんか。はい、折田委員お願いします。

○折田委員

はい。フナなんですけど、4年度は熊本の業者が水害で生産できなかったということで、今年も同じような目標にしてるんですけど、その業者さんの方の施設はもう回復して種苗生産ができる状態になっていると理解してよろしいのでしょうか。

○福元水産技師

すいません、ちょっと養殖元の施設の方の状況については確認はしていないんですけれども、これは九州県内だけじゃなくて、他の県で種苗を生産しているところもあるようですので、一応目標としてはこのように設定をして、それぞれ放流については努めてくださいということです。

○折田委員

はい。ありがとうございます。

これまでの状況がよくわかんないんですが、フナは複数の漁協さんで取り組まれてるんですけど、購入する時に取りまとめて一括して注文かけるとか、そんなふうになってるんでしょうか。

○福元水産技師

県ではしていないんですけども、内水面漁連の方で、一昨年まではそのようなことをしていたというふうには聞いております。

去年からはそのようなことは漁連の方でまとめてということはしていないということだったんですけども、それまでの経緯とかで、皆さん注文されていたのかなと言うふうには想像します。

○折田委員

はい。ありがとうございます。

○福留議長

他に、ご意見、ご質問等あればお願いします。

議長の方から1つよろしいですか。

1ページ目なんですけども、1ページの1番下ですね。令和4年以前は、県公報による公示ということで、その上に県ホームページにおいて公示するって書いてあるんですね。

このところなんですけども、県のホームページには公示欄があるんですか。

それと、具体的に一般県民がこれをどうやって見れるのかなというところ。よくわかんないもんですから。

○福元水産技師

そうですね、ここに公示というふうには書いてますけども、県のホームページで公表するというので、広く一般の方に周知するというのでですね、特段県のホームページに公示のページというものがあるわけではなくて、県のホームページに掲載をいたしますということになります。

○福留議長

それで、これは、県のホームページのトップページの新着欄に出てくるということですか。或いは商工労働水産部から水産振興課に入っていて、そこから漁業調整係に入っていて、そこに出てくるってということですか。

○福元水産技師

そうですね。新着欄には出るようにはならないかと思うんですけど、増殖とかですね、河川の増殖とかで調べていただければ、ワードとしてヒットすると、検索でヒットすると思います。

○福留議長

これは一般の人とか漁業者も含めて、このことを知るには検索しなきゃいけないってことですね。

○福元水産技師

そうですね。ちょっと県のトップページに新着として載せる手続に関しては確認をし

て、できるようであればその方がいいという認識でよろしいでしょうか。

○福留議長

そうですね。結局、例えば、今日審議したものが、資料がなければ、せっかく審議しているのに、一般県民が全くわからないとこにあるのであれば、ここに書いてある県ホームページで公表しましたよってということにはなるのかなと一瞬思ったものですから。

○福元水産技師

はい。わかりました。そこについては手続を確認して、可能な限り、できるだけ対応したいと考えております。

○福留議長

他に、意見質問等があればお願いします。

特にないでしょうか。

特に意見等がないようですので、令和4年放流実績及び令和5年度増殖目標については、原案のとおり決定し、令和5年の増殖目標を公表することによろしいでしょうか。

(「はい。」という声あり。)

○福留議長

はい。ありがとうございます。では、そのように公表することに決定します。

【議題2：コイヘルペスウイルス病のまん延防止のための委員会指示について（協議）】

○福留議長

次は議題2です。議題2は、コイヘルペスウイルス病のまん延防止のための委員会指示についてです。これも協議事項です。事務局から説明をお願いします。

○事務局（上今書記）

はい、事務局の上今と申します。よろしく申し上げます。

資料2を使用しますのでご用意ください。

コイヘルペスウイルス病のまん延防止に係る委員会指示につきましては、有効期間が令和5年3月31日をもって満了することから、下記のとおり取り扱うこととしたいと考えております。

1 番の委員会指示の取扱いについて説明します。

コイヘルペスウイルス（KHV）病のまん延防止については、次の理由から、引き続き、同様の内容で指示を発出することとしたいと考えております。

- ①今後、現在の既発生水域である12河川水系以外でもKHVが確認される可能性がある。
- ②KHV病の治療法が確立されていない。
- ③国からも、まん延防止措置の徹底等について依頼がある。

指示の有効期間については、2つの案をお示ししたいと思います。1つが、これまでと同じく1年間とする案であり、もう1つが3年間とする案です。

3年間とする理由としましては、当分の間は当該委員会指示を廃止する状況にないことが大きな理由です。九州の状況としましては、熊本県が2年間、福岡県が5年間としております。現在、発出されている委員会指示で有効期間が1年間のものはKHVのみ

であり、基本的には3年間としているところです。

2番の既発生水域の指定等につきましては、令和4年度における新たな発生水域はないことから、従来どおりの12河川水系とします。

3番の指示全文については、3ページと4ページの新旧対照表で説明します。

指示内容に変更はなく、時点更新が3点あり、指示番号の更新、発出日の更新、そして有効期間の更新になります。

次に4ページをご覧ください。

こちらが、指示に基づく水域を定める告示です。水域に変更はなく、本文中に出てきます指示の発出日等を時点更新するのみとなっております。

更新後の全文につきましては、5ページに記載しておりますので、お目通しいただければと思います。

資料の1ページにお戻りください。4番の指示の概要等について説明します。

この指示は、平成16年度に発出して以降、毎年、1年間を有効期間として更新を続けております。内容としましては、放流制限ということで、指定する河川（既発生水域）で採捕したコイは、その場で再び放流する場合、いわゆるキャッチアンドリリースを除き、放流禁止とするというものでございます。

既発生水域の指定については、この表をご覧くださいますと、時期と水域を記載しており、次のページにまたがっておりますが、平成18年を最後に新たな発生水域はありませんので、12河川水系となっております。

本県における過去5年間のコイのへい死状況については、平成30年度には2件、いずれも個人の池で事例がありました。

なお、令和元年度から4年度までのへい死事例はありません。

最後に6ページと7ページには、農林水産省のホームページに公表されているKHV病感染コイの発見状況ということで、参考として載せております。

なお、令和4年度は全国で結果的には10件の発生でしたが、立て続けに発生したため、8ページのとおり国から7月に通知があったところです。

続きまして、資料2の別冊をご覧ください。今年度のKHV病浸潤調査の結果について、報告します。内容はお目通し願いまして、検査結果はKHV陰性でした。

今年度も事務局から県水産技術開発センターへ試験報告のお願いをしましたところ、今回から報告はしないとの申出がありました。

理由としては、①要望漁協から要望取り下げの話があったこと、②当該検査を続けたとしても、本県のみで放流再開の判断ができるわけではないこと、③これまでは0予算事業であったが、センターで飼育しているコイが枯渇する見通しであり、予算確保が困難なことと県水産技術開発センターから説明がありました。

協議事項をまとめますと、引き続き当該委員会指示を発出してよいかどうか、また、指示の有効期間を1年とするか3年とするかについて、ご協議方よろしく願いいたします。以上です。

○福留議長

今の説明について、確認しますと、私たちに求められているのは2つの項目であって、1つ目がこの委員会指示を引き続き発出するかどうか、2つ目がその有効期間を1年間

とするか、3年間とするかどちらの案にするのかということです。

今、事務局からの説明が終わりましたけれども、意見、質問等あればお願いいたします。

特に今回は2番目の指示の有効期間については、1案か2案かということ協議されているわけですので、それぞれ折田委員から右回りに1案か2案か自分の考えをお聴かせ願えないでしょうか。

では、折田委員お願いします。

○折田委員

はい。有効期間ということなんですが、特に令和に入ってから事例もないということで、今後急激に範囲が拡大するというような恐れも少ないんじゃないかなということ、もう3年に延ばしてよろしいんじゃないかと思えます。

○福留議長

吉田委員お願いします。

○吉田委員

はい。私もですね、近年、発生状況等もないところを踏まえ、同じこの九州管内で有効期間が熊本が2年、福岡が5年というところから、案2の3年間としてよろしいのではないかと思います。

○福留議長

國師委員お願いします。

○國師委員

はい。データを見ていく限り、有効期間を延ばしていいんじゃないかなと思いますが、熊本県が2年で福岡県が5年って差があるのはなぜなのかなってちょっと思ったのと、鹿児島では一応基本的には3年とされてるようなので、案の2っていいと思います。

○福留議長

別府委員お願いします。

○別府委員

3年間の方でいいかと思います。資料を読ましてもらったら、九州管内で複数年を採用してるみたいなのと、やはり他の皆さんと一緒にずっと事例が、間が空いてるので発生の方はですね。3年にして様子を見ていいかなというふうに思います。

○福留議長

斎藤委員お願いします。

○斎藤委員

皆さんの意見と一緒に発生がないということで、案の2の3年間の方に賛成です。

○福留議長

中村委員お願いします。

○中村委員

はい。私も皆さん方と同意見で案2の3年でいいと思います。

○福留議長

出水委員お願いします。

○出水委員

コイにつきましては、県内水面漁協の状況としては、それぞれ積極的にコイの採捕を求めるところではちょっとないのかなと思います。ここでこの期間を長くするという事になって、特に支障はないのではないかと思いますので、3年でもよろしいのではないかと思います。

○福留議長

最後に、私の意見です。私も3年の案2で構わないと思います。というのが調べてみますと、そもそも鹿児島に限らず、九州でもここ10年間、ほぼ起きていないんですね。

鹿児島だけの話じゃなくて。それを1年ごとにやるかどうかというのを考えただけでも3年で十分だと思いますし、それと、おそらく途中で大変化が起こって、仮に、令和5年に大発生して、もっと見直しが必要なときは、当然変えられるわけですね。

だから、とりあえず案2にして、3年で変更することを認めて私は構わないと思います。採決するまでもなく、今、全員の意見が、案2ですが、形として残さなきゃいけないものですから、事務局の原案のとおりですね、委員会指示を発出することとし、ただし、その有効期間については、3年間とするということによろしいでしょうか。

(「はい。」という声あり。)

○福留議長

では、そのように指示を発出することに決定します。

【議題3：漁業法第90条に基づく資源管理状況等について（報告）】

○福留議長

次は議題3です。議題3は、漁業法第90条に基づく資源管理状況等についてです。これは報告事項です。執行部からの説明をお願いいたします。

○水産振興課（福元水産技師）

はい。漁業調整係の福元からご説明いたします。右肩に資料3とあるものでご説明をいたします。表紙をめくりいただきまして1ページをご覧ください。

まず、本報告に関する内容についてご説明をいたします。

本報告は、令和2年12月の漁業法改正に伴って新たに報告が課せられたものでございます。漁業法第90条によりますと、漁業権者は1年に1回以上当該漁場の活用状況等を知事に報告しなければならない。

第2項で、知事は海区漁業調整委員会若しくは内水面漁場管理委員会に対し報告を受けた事項について報告をするということになっております。

2番の報告の内容ですが、漁業法の条文中若しくは漁業法施行令、施行規則、括弧書きで省令と書いてますけれども、こちらの方で報告を求める内容を定められております。

様式につきましては、3ページの方に記載しておりまして、この報告様式において、各漁協から徴収しているところです。

報告対象は、県内全ての漁業権者、報告の期間は、各漁協における直近の事業年度としております。

結果についてまとめたものが4ページでございます。

一つ一つの魚種ごとのものを全て掲載するとかなり膨大な量になりますので、このように一覧表に取りまとめております。

資源管理の状況等ということでカワウ対策や、外来魚駆除対策、それから、産卵場の造成とか、そういった取組みについては「1から4の番号」で、それ以外の取組みにつきましては、それぞれある場合には、このように内容を記載しております。

この報告につきましては、それぞれの漁場、免許している漁場は、しっかりと活用できているかどうかということの点検・確認のために徴収しておりますので、漁場の活用の状況ということで記載をしております。

漁獲量及び漁獲金額につきましては、「アとイ」で、それぞれ対象の記載がある場合は「ア」、記載がない場合は「イ」ということで書いておりますけれども、ほとんどの漁協の多くの漁業で「イの記載なし」ということで報告があります。

こちらは、内水面漁業の場合は、海面の場合と異なりまして、獲った魚を市場に水揚げするなど、そういった形でないため、なかなか集計をしていない。

あと、多くの場合は組合員が自ら獲って、自家消費に回ってるなど、そういった形で数量がなかなか把握できないというそういった性質がございますので、多くの漁協で、この漁獲量及び金額については記載ができない、難しいということで回答いただいております。

それぞれの結果につきましては、口頭で聞き取り等で活用状況等について、聞き取りをしてもらってまして、活用状況の○×△の欄は、それをもって判断をしております。

この漁獲量金額を記載できないという状況に対しては、毎年、この報告はこれから義務になりますので、例えば、総会の時に、組合員の方から、どの魚種を大体何キロぐらい獲ったとか、そういった簡単な報告で構わないので、できるだけ組合の方で把握をしてくださいということ各組合に指導しているところです。

県からの報告は以上です。

○福留議長

県からの説明が終わりましたよ。ただいまの説明について、ご意見、質問等はございませんでしょうか。

はい、出水委員お願いします。

○出水委員

4ページの、この表になっております中ほどの縦の欄なんですけど、資源管理状況等という項がありまして、その中に①から⑤まで書いてございます。それぞれ各漁協が、その項目を書かれておられるんですけども。この中に、④というのがあります。これは私の別府川も書いてあるんですけども、見るところ④をやっておられるところがたくさんありますけども、この広瀬川と高尾野川も、採捕の石倉設置をされてるんですかね。

○福元水産技師

少々お待ちください。

はい。報告の方には、それぞれ石倉設置が記載されておまして、高尾野川の場合については国の事業で石倉を設置しているということでございます。

○出水委員

いいですか。

○福留議長

はい。

○出水委員

確かに、高尾野川は別事業でやっておられるということで了解いたしました。

広瀬川もありましたかね。

○福元水産技師

はい、広瀬川についても、全内漁連のうなぎ生息環境改善支援事業ということで、そちらを使って8月に10基設置したということで報告をいただいております。

○出水委員

わかりました。

○福留議長

出水委員よろしいでしょう。

他にご意見、ご質問等あればお願いいたします。

はい、何もないようですので、この報告事項はここまでといたします。

【その他】

○福留議長

それでは、本日の付議事項は以上となりますけれども、委員の皆さんから何かありませんでしょうか。

それでは、事務局から何かありますか。

○事務局

ありません。

【閉会】

○福留議長

わかりました。ないようですので、これで第5回鹿児島県内水面漁場管理委員会を閉会いたします。議事進行にご協力いただきまして、ありがとうございました。

○脇田事務局長

本日は、どうもありがとうございました。これを持ちまして、会を終了いたします。

—令和5年1月23日（月）午後2時7分閉会—

議事録署名者

会長



委員



委員

